

借金問題の解決方法②

個人再生とは

弁護士 川崎久美子

札幌弁護士会所属

今日のお話のポイント

- ① 個人再生とは
- ② 個人再生を解決する流れ
- ③ 個人再生のメリットとデメリット

個人再生とは

- ▶ 借金の元金自体を大幅に減額して原則として3年間で分割弁済を行うための裁判所の手続
- ▶ 例：500万円の借り入れ
→ 「100万円に圧縮して3年間で弁済
(2万7000円×36回分割)」
での返済計画を裁判所が決定します

※個人再生の解決内容は依頼者の資産や借入額によって大きく異なるため、実際の相談は必ず弁護士へしていただくようお願いします。

個人再生を解決する流れ

Step1 (開始)

弁護士が債権者へ
受任通知を送付

...この時点で督
促と返済をス
トップします

Step2 (申立)

弁護士が個人再生手
続を裁判所へ申立

...裁判所で個人
再生の審査が行
われます

Step3 (決定)

裁判所が借金減
額・返済案を決定

...この時点から
計画通りの返済
を再開します

解決までおおむね半年～1年間

個人再生のメリット・デメリット

メリット	デメリット
借金の元金自体を大幅に減額することができる	裁判所の手続であるため ・ 家族の協力が必要 ・ 車のローンも対象になる
住宅ローンはそのまま返し ながら個人再生が可能 (住宅資金特別条項)	ブラックリストに載る (任意整理・破産も同じ)

※詳細は弁護士に相談することをお勧めします

道民総合法律事務所の法律相談のご案内

- ▶ 借金問題の**無料法律相談**を実施しています
- ▶ **無料法律相談**の予約は電話・WEBフォームから

電話番号：011-281-4511

WEBフォーム：「道民総合法律事務所」で検索